

令和元年第3回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(令和元年9月4日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5
議 案	2	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	7
議 案	3	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	9
議 案	4	泉南市樽井地区財産区管理委員の選任について	11
議 案	5	民事調停の成立について	15
議 案	6	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議 案	7	職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	23
議 案	8	幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	27
議 案	9	令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）	41
議 案	10	令和元年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	95
議 案	11	令和元年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	105

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	令和元年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	117
議 案	13	令和元年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	131

議案第 1 号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 9 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市岡田三丁目 6 番 1 6 号
氏 名 湊 聡美（みなと さとみ）
生年月日 昭和 2 8 年 2 月 1 8 日
職 業 行政書士

提案理由

固定資産評価審査委員会委員湊聡美氏は、令和元年 1 1 月 3 0 日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

湊 聡美 氏 経歴

昭和50年	3月	四天王寺女子大学卒業
同 50年	4月	阪南市立波太小学校教諭
同 58年	1月	行政書士試験合格
同 61年	4月	岬町立深日小学校教諭
平成 元年	4月	江口行政書士事務所入所
同 12年	8月	湊行政書士事務所開業
同 24年	3月	泉南市固定資産評価審査委員会委員就任（現在に至る）

議案第2号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達六尾900番地の2
氏 名 井上 高明（いのうえ たかあき）
生年月日 昭和30年1月7日
職 業 税理士

提案理由

固定資産評価審査委員会委員井上高明氏は、令和元年10月8日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第2号参考

井上 高明 氏 経歴

昭和52年	3月	関西大学経済学部卒業	
同	52年	4月	株式会社ノーリツ入社
同	56年	4月	東会計事務所入所
同	59年	8月	株式会社日本サンガリアベバレッジカンパニー入社
平成	3年	12月	税理士試験合格
同	4年	2月	税理士登録
同	4年	10月	井上高明税理士事務所開業
同	12年	11月	泉南市監査委員就任
同	24年	11月	泉南市監査委員退任
同	25年	12月	泉南市固定資産評価審査委員会委員就任（現在に至る）

議案第3号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年9月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市中小路一丁目16番15号
氏 名 奥 加奈子（おく かなこ）
生年月日 昭和43年11月19日
職 業 会社員

提案理由

赤井千恵子氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となるため、同委員の後任の人権擁護委員として奥加奈子氏を最
適任者と認め新たに推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第3号参考

奥 加奈子 氏 経歴

昭和62年	3月	堺女子高等学校卒業
平成18年	6月	有限会社あさひスマイルハートケアサービス勤務（サービス提供責任者）
同 23年	2月	有限会社あさひスマイルハートケアサービス退社
同 23年	7月	聖天株式会社 ケアショップカナリア管理者（現在に至る）
同 27年	1月	泉南市ライフサポートコーディネーター（現在に至る）
同 28年	2月	全国キャラバンメイト（泉南市D圏域事務局）（現在に至る）
同 28年	2月	泉南市認知症ケア研究会事務局（現在に至る）
同 29年	6月	地域支え合い推進員（泉南市生活支援コーディネーター）（現在に至る）
同 30年	4月	泉南市立信達中学校 PTA 母親代表

議案第 4 号

泉南市樽井地区財産区管理委員の選任について

次の者を泉南市樽井地区財産区管理委員に選任したいので、泉南市樽井地区財産区管理会協議書第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 9 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市樽井五丁目 4 番 3 7 号
氏 名 稲垣 智彦 (いながき ともひこ)
生年月日 昭和 2 7 年 1 0 月 3 日
職 業 会社員
経 歴 会社員

住 所 泉南市樽井五丁目 2 7 番 2 6 号
氏 名 久世 陽一 (くぜ よういち)
生年月日 昭和 1 2 年 9 月 5 日

職 業 自営業
経 歴 元樽井区選挙管理委員

住 所 泉南市樽井五丁目24番2号
氏 名 芝野 誠一（しばの せいいち）
生年月日 昭和18年2月26日
職 業 無職
経 歴 元民生委員

住 所 泉南市樽井六丁目26番1号
氏 名 永井 五郎（ながい ごろう）
生年月日 昭和19年4月1日
職 業 自営業
経 歴 元樽井区長

住 所 泉南市樽井五丁目35番15号
氏 名 船野 敏雄（ふねの としお）
生年月日 昭和28年11月23日
職 業 無職
経 歴 元会社員

住 所 泉南市樽井五丁目14番18号
氏 名 又野 信一 (またの しんいち)
生年月日 昭和22年7月24日
職 業 無職
経 歴 元会社員

住 所 泉南市樽井六丁目26番3号
氏 名 又野 孝江 (またの たかえ)
生年月日 昭和14年6月29日
職 業 無職
経 歴 元民生委員

議案第 5 号

民事調停の成立について

佐野簡易裁判所平成30年（ノ）第11号土地境界確定調停申立事件について、次のとおり調停を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

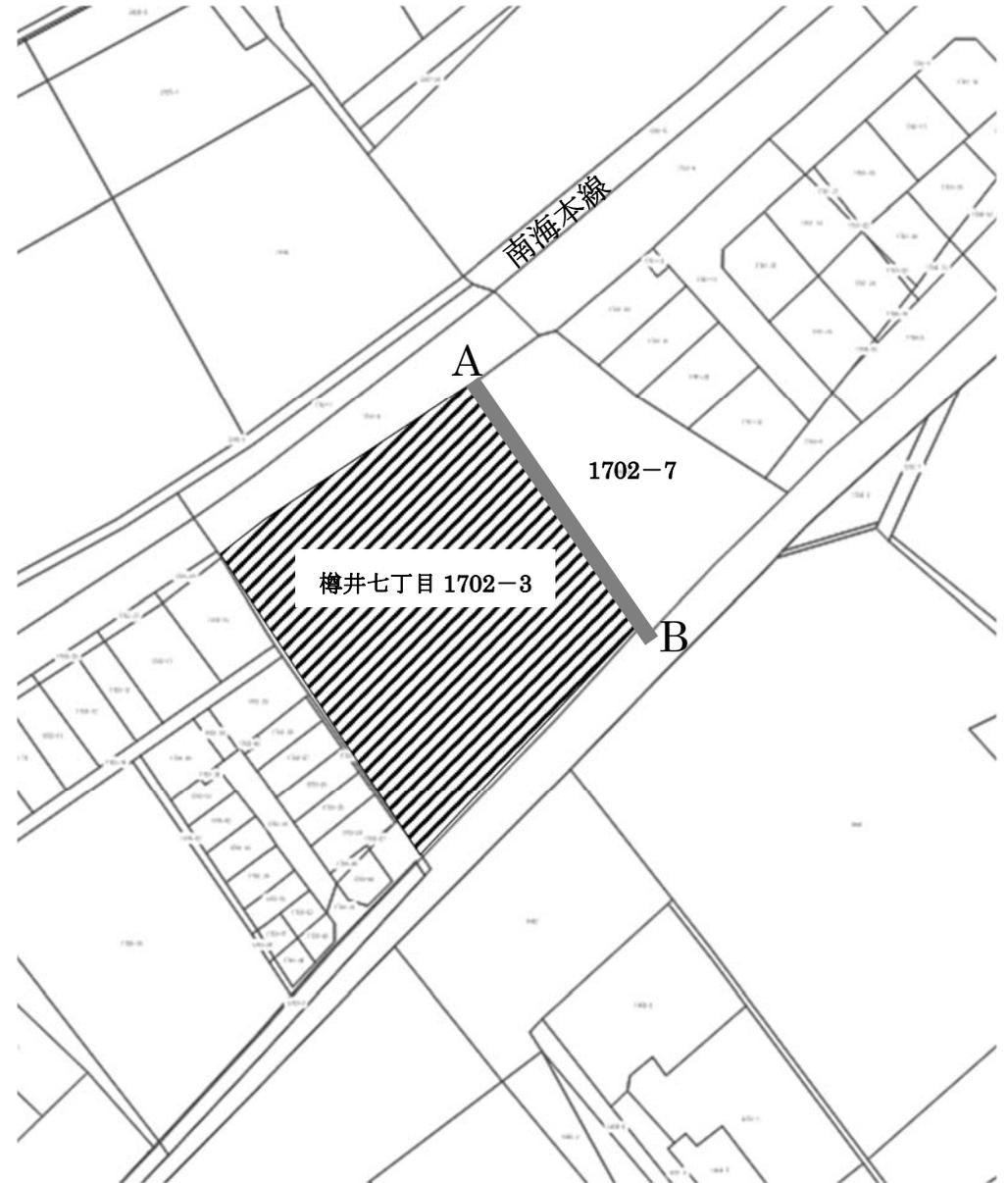
令和元年9月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 申立人 泉南市長 竹中 勇人
- 2 相手方 中元 博（泉南市樽井七丁目29番2号）
- 3 調停成立の内容
 - (1) 市及び相手方は、別紙図面が、市が所有する泉南市樽井七丁目1702番3の土地（以下「市有地」という。）と相手方が所有する泉南市樽井七丁目1702番7の土地（以下「相手方土地」という。）の境界を確定する目的で、当事者双方の立会いを経て作成されたものであることを、相互に確認する。
 - (2) 相手方は、市に対し、別紙図面に表示する範囲（斜線部）の土地部分につき、市が所有権を有することを認める。

- (3) 相手方は、市が、別紙図面に表示するA及びBの各点を結んだ直線を以て、市有地と相手方土地の境界確定を行うことに異議を述べず、必要な協力をする。

議案第 5 号参考位置図及び別紙図面



議案第 6 号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 1 5 2 号）の公布及び証明書発行自動交付機が令和元年 1 2 月 2 8 日をもって稼働終了することに伴い、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例（平成8年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第1項第3号中「氏名又は氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第12条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第14条を削る。

第14条の2中「第13条」を「前条」に改め、同条を第14条とする。

第15条中「前3条」を「前2条」に改める。

第16条から第20条までを削り、第21条を第16条とし、第22条から第24条までを5条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第14条を削る改正規定、第14条の2の改正規定及び同条を第14条とする改正規定、第15条の改正規定並びに第16条から第20条までを削り、第21条を第16条とし、第22条から第24条までを5条ずつ繰り上げる改正規定は、令和元年12月29日から施行する。

議案第 7 号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）により、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されることに伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和32年泉南市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、」を削る。

第23条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第24条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年泉南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和44年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 8 号

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備等に関する条例

(泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「法第14条第1項」を「法第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、同条本文中「認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、同条中「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同条ただし書を削る。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法

第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校

第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に、「及び第19条」を「、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第1

3条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「の同号に掲げる」を「の同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「第61号」の次に「。以下この項において「省令」という。」を加え、「A型をいう。」を「A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「同条」を「省令第27条」に、「B型をいう。」を「B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「以下この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども（）」を「満3歳未満保育認定子ども（）」に、「支給認定子どもにあつては」を「満3歳未満保育認定子どもにあつては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）」をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあ

っては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「をいう。以下この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」を「をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満

3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、

「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

(泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成26年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第8号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第9号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第10号から第12号までの規定中「支給」を削る。

第3条の見出し及び同条第1項中「支給認定申請」を「教育・保育給付認定申請」に改め、同条第2項中「支給認定申請」を「教育・保育給付認定申請」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条中「支給認定申請」を「教育・保育給付認定申請」に改める。

第5条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第1中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第2中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第3中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(泉南市立認定こども園条例の一部改正)

第3条 泉南市立認定こども園条例（平成27年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「支給」を削る。

別表に備考として次のように加える。

備考

預かり保育を受ける園児が支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の1か月あたりの預かり保育料（以下「保育料」という。）は、この表の規定にかかわらず、この表から算出される1か月分の保育料の額（日額の場合は、当該日額に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額。以下同じ。）より規則で定める食事の提供に要する費用を引いた額（以下「当該月分の保育料の額」という。）から450円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の保育料の額を超える場合は、当該月分の保育料の額）を控除して得た額とする。

（泉南市立幼稚園条例の一部改正）

第4条 泉南市立幼稚園条例（昭和36年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

預かり保育を受ける園児が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の1か月あたりの預かり保育料（以下「保育料」という。）は、この表の規定にかかわらず、この表から算出される1か月分の保育料の額（日額の場合は、当該日額に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額。以下同じ。）から450円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の保育料の額を超える場合は、当該月分の保育料の額）を控除して得た額とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第9号

令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,451,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		59,500	9,004	50,496
	1 地方特例交付金	59,500	9,004	50,496
11 地方交付税		2,767,332	160,830	2,928,162
	1 地方交付税	2,767,332	160,830	2,928,162
15 国庫支出金		4,341,722	25,940	4,367,662
	1 国庫負担金	3,717,934	18,136	3,736,070
	2 国庫補助金	607,628	7,804	615,432
16 府支出金		1,900,535	26,538	1,927,073
	1 府負担金	1,287,865	9,068	1,296,933
	2 府補助金	433,948	17,247	451,195
	3 委託金	178,722	223	178,945
17 財産収入		34,370	1,537	35,907
	1 財産運用収入	12,020	1,537	13,557
18 寄附金		151,600	144,600	296,200
	1 寄附金	151,600	144,600	296,200
19 繰入金		727,253	43,380	770,633
	1 基金繰入金	718,894	43,380	762,274
20 諸収入		204,348	5,203	209,551
	4 雑入	196,071	5,203	201,274
21 市債		2,784,500	25,188	2,809,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	2,784,500	25,188	2,809,688
22 繰越金		0	6,349	6,349
	1 繰越金	0	6,349	6,349
歳入	合計	24,021,192	430,561	24,451,753

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		215,623	542	215,081
	1 議会費	215,623	542	215,081
2 総務費		2,034,471	84,635	2,119,106
	1 総務管理費	1,428,749	98,283	1,527,032
	2 徴税費	310,993	11,082	299,911
	3 戸籍住民基本台帳費	160,082	399	160,481
	4 選挙費	104,112	451	103,661
	5 統計調査費	12,572	399	12,173
	6 監査委員費	17,963	2,115	15,848
3 民生費		10,893,692	768	10,892,924
	1 社会福祉費	3,333,865	11,885	3,345,750
	2 児童福祉費	3,866,197	8,431	3,874,628
	3 生活保護費	2,011,919	2,889	2,014,808
	4 国民健康保険費	808,468	4,573	803,895
	5 介護保険費	873,243	19,400	853,843
4 衛生費		1,649,785	17,072	1,666,857
	1 保健衛生費	478,161	20,657	498,818
	2 清掃費	1,157,377	3,585	1,153,792
5 農林水産業費		168,985	12,963	181,948
	1 農業費	158,723	12,963	171,686
7 土木費		1,660,682	10,489	1,671,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	147,717	1,923	145,794
	2 道路橋梁費	218,803	3,055	215,748
	4 都市計画費	1,226,115	7,257	1,233,372
	5 住宅費	53,749	8,210	61,959
9 教育費		2,395,468	32,696	2,428,164
	1 教育総務費	336,487	12,110	348,597
	2 小学校費	627,319	163	627,482
	3 中学校費	497,480	12,101	509,581
	4 幼稚園費	413,176	13,944	427,120
	5 社会教育費	432,367	1,525	433,892
	6 保健体育費	88,639	7,147	81,492
11 諸支出金		318,644	265,716	584,360
	1 財政調整基金費	67,022	3,175	70,197
	4 ふるさと泉南水なす基金費	151,600	144,600	296,200
	9 雑支出	78,009	117,941	195,950
13 災害復旧費		0	8,300	8,300
	2 厚生労働施設災害復旧費	0	8,300	8,300
歳 出	合 計	24,021,192	430,561	24,451,753

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
庁舎整備事業	千円 17,300	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還、又は満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。また、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	
災害復旧事業	8,300	〃	〃	〃	10	2	〃	〃	

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法	
市民交流センター整備事業	千円 13,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 4,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	
臨時財政対策債	890,000	〃	〃	〃	898,588	〃	〃	〃	

令和元年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
10	地方特例交付金	59,500	9,004	50,496			
(1)	地方特例交付金	59,500	9,004	50,496			
	1) 地方特例交付金	59,500	9,004	50,496	1. 地方特例交付金	9,004	地方特例交付金
11	地方交付税	2,767,332	160,830	2,928,162			
(1)	地方交付税	2,767,332	160,830	2,928,162			
	1) 地方交付税	2,767,332	160,830	2,928,162	1. 地方交付税	160,830	普通交付税
15	国庫支出金	4,341,722	25,940	4,367,662			
(1)	国庫負担金	3,717,934	18,136	3,736,070			
	1) 民生費国庫負担金	3,690,448	5,646	3,696,094	2. 児童福祉費負担金	5,646	施設等利用給付費負担金(保育子育て支援課)
	3) 教育費国庫負担金	26,996	12,490	39,486	2. 幼稚園費負担金	12,490	施設等利用給付費負担金(学務課)
(2)	国庫補助金	607,628	7,804	615,432			
	1) 総務費国庫補助金	25,585	2,391	27,976	1. 総務管理費補助金	2,391	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	2) 民生費国庫補助金	307,249	7,427	314,676	1. 社会福祉費補助金	2,135	障害者総合支援事業費補助金
					2. 児童福祉費補助金	5,292	保育対策総合支援事業費補助金 3,152 子ども・子育て支援事業費補助金 2,140
	3) 衛生費国庫補助金	14,991	909	15,900	1. 保健衛生費補助金	909	母子保健衛生費補助金
	5) 教育費国庫補助金	110,807	2,923	107,884	1. 小学校費補助金	4	特別支援教育就学奨励費補助金
					2. 中学校費補助金	2	特別支援教育就学奨励費補助金

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					3. 幼稚園費補助金	2,929	幼稚園就園奨励費補助金 子ども・子育て支援交付金(学務課)
							3,089 160
16 府支出金		1,900,535	26,538	1,927,073			
(1) 府負担金		1,287,865	9,068	1,296,933			
	1) 民生費府負担金	1,274,123	2,823	1,276,946	2. 児童福祉費負担金	2,823	施設等利用給付費負担金(保育子育て支援課)
	3) 教育費府負担金	13,497	6,245	19,742	1. 幼稚園費負担金	6,245	施設等利用給付費負担金(学務課)
(2) 府補助金		433,948	17,247	451,195			
	1) 総務費府補助金	15,623	15,471	31,094	1. 総務管理費補助金	15,471	隣保館等施設整備費補助金
	8) 教育費府補助金	53,067	1,240	54,307	1. 教育総務費補助金	1,080	スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金
					2. 幼稚園費補助金	160	子ども・子育て支援交付金(学務課)
	9) 災害復旧費府補助金	0	536	536	1. 社会福祉施設等災害復旧費補助金	536	社会福祉施設等災害復旧費補助金
(3) 委託金		178,722	223	178,945			
	6) 教育費委託金	16,492	223	16,715	2. 保健体育費委託金	223	南部広域防災拠点管理委託金
17 財産収入		34,370	1,537	35,907			
(1) 財産運用収入		12,020	1,537	13,557			
	2) 利子及び配当金	1,573	1,537	3,110	1. 利子及び配当金	1,537	出資金配当金

18	寄附金		151,600	144,600	296,200				
(1)	寄附金		151,600	144,600	296,200				
	1)	総務費寄附金	151,600	144,600	296,200	1.	総務管理費寄附金	144,600	ふるさと泉南応援寄附金
19	繰入金		727,253	43,380	770,633				
(1)	基金繰入金		718,894	43,380	762,274				
	3)	ふるさと泉南水なす基金繰入金	110,000	43,380	153,380	1.	ふるさと泉南水なす基金繰入金	43,380	ふるさと泉南水なす基金繰入金
20	諸収入		204,348	5,203	209,551				
(4)	雑入		196,071	5,203	201,274				
	2)	雑入	194,871	9,975	184,896	3.	徴収金収入	1,485	認定子ども園給食代
						4.	雑入	11,460	自治宝くじコミュニティ助成金（生涯学習課） 10,000 公共スポーツ施設等活性化助成金 2,000 ネーミングライツ料（生涯学習課） 540
	3)	過年度収入	0	15,178	15,178	1.	過年度収入	15,178	特別障害者手当等給付費国庫負担金 10 障害者自立支援給付費国庫負担金 14,619 児童手当国庫負担金 549
21	市債		2,784,500	25,188	2,809,688				
(1)	市債		2,784,500	25,188	2,809,688				
	1)	総務債	13,000	8,300	21,300	1.	総務管理債	8,300	庁舎整備事業債 17,300 市民交流センター整備事業債 9,000
	7)	臨時財政対策債	890,000	8,588	898,588	1.	臨時財政対策債	8,588	臨時財政対策債
	11)	災害復旧事業債	0	8,300	8,300	1.	災害復旧事業債	8,300	公共土木施設災害

款 21 市債 項 1 市債

款 22 繰越金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
22 繰越金		0	6,349	6,349			
(1) 繰越金		0	6,349	6,349			
	1) 繰越金	0	6,349	6,349	1. 前年度繰越金	6,349	前年度繰越金
歳 入 合 計		24,021,192	430,561	24,451,753			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議会費	215,623	542	215,081		542	
(1) 議会費	215,623	542	215,081		542	
1) 議会費	215,623	542	215,081		542	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	54	
				3. 職員手当等	350	
				4. 共済費	138	
[1] 人件費事業	194,483	542	193,941		542	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	54	一般職
				3. 職員手当等	350	扶養手当 14
						地域手当 2
						通勤手当 35
						期末手当 191
						勤勉手当 136
				4. 共済費	138	共済組合納付金
2 総務費	2,034,471	84,635	2,119,106	69,542	15,093	
				国庫支出金		
				2,391		
				府支出金		
				15,471		
				地方債		
				8,300		
				繰入金		
				43,380		
(1) 総務管理費	1,428,749	98,283	1,527,032	69,542	28,741	
				国庫支出金		
				2,391		
				府支出金		
				15,471		
				地方債		
				8,300		
				繰入金		
				43,380		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1) 一般管理費	155,603	20,601	176,204	17,300	3,301	
				地方債		
				17,300		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	984	
				4. 共済費	415	
				15. 工事請負費	22,000	
[1] 人件費事業	90,610	1,399	89,211		1,399	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	984	扶養手当 360 地域手当 22 児童手当 100 期末手当 208 勤勉手当 294
				4. 共済費	415	共済組合納付金
[9] 庁舎改修事業	0	22,000	22,000	17,300	4,700	総務課
				地方債		
				17,300		
				[総務管理債		
				17,300]		
				節 区 分	金 額	
				15. 工事請負費	22,000	
2) 人事管理費	339,036	2,487	336,549		2,487	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	36,866	
				3. 職員手当等	45,824	
				4. 共済費	11,445	
[1] 人件費事業	317,630	2,487	315,143		2,487	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	36,866	一般職
				3. 職員手当等	45,824	扶養手当 120 地域手当 2,205

						管理職手当	48
						通勤手当	2,341
						児童手当	120
						期末手当	5,686
						勤勉手当	4,496
						退職手当	60,264
				4. 共済費	11,445	共済組合納付金	8,655
						厚生会事業補給金	192
						厚生年金保険料	1,523
						健康保険料	1,075
4) 行政管理費	19,273	794	20,067		794		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	17		
				3. 職員手当等	666		
				4. 共済費	145		
[1] 人件費事業	16,034	794	16,828		794	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	17	一般職	
				3. 職員手当等	666	扶養手当	300
						地域手当	17
						通勤手当	140
						児童手当	100
						期末手当	64
						勤勉手当	45
				4. 共済費	145	共済組合納付金	
5) 財政管理費	291,258	10,011	281,247		10,011		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	4,125		
				3. 職員手当等	5,709		
				4. 共済費	177		
[1] 人件費事業	89,485	10,011	79,474		10,011	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	4,125	一般職	
				3. 職員手当等	5,709	扶養手当	558
						地域手当	281
						管理職手当	1,344

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						住居手当 324 通勤手当 258 児童手当 120 期末手当 1,640 勤勉手当 1,184
				4. 共済費	177	共済組合納付金
6) 契約検査費	36,562	283	36,845		283	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	225	
				3. 職員手当等	508	
[1] 人件費事業	34,832	283	35,115		283	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	225	一般職
				3. 職員手当等	508	扶養手当 241 地域手当 1 通勤手当 27 児童手当 239
7) 会計管理費	37,133	9,808	46,941		9,808	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,787	
				3. 職員手当等	3,096	
				4. 共済費	1,925	
[1] 人件費事業	35,236	9,808	45,044		9,808	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,787	一般職
				3. 職員手当等	3,096	扶養手当 300 地域手当 305 通勤手当 155 児童手当 20 期末手当 1,353 勤勉手当 963
				4. 共済費	1,925	共済組合納付金 1,913

						厚生会事業補給金	12
8) 財産管理費	47,915	7,563	55,478		7,563		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,869		
				3. 職員手当等	2,795		
				4. 共済費	650		
				8. 報償費	2,549		
[1] 人件費事業	22,868	5,014	27,882		5,014	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,869	一般職	
				3. 職員手当等	2,795	地域手当	173
						管理職手当	720
						通勤手当	23
						期末手当	1,115
						勤勉手当	810
				4. 共済費	650	共済組合納付金	
[2] 市有財産管理事業	11,223	2,549	13,772		2,549	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				8. 報償費	2,549	弁護士報酬	
9) 企画費	204,050	65,813	269,863	43,380	22,433		
				繰入金			
				43,380			
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	691		
				3. 職員手当等	91		
				4. 共済費	53		
				11. 需用費	102		
				12. 役務費	3,613		
				13. 委託料	61,551		
[1] 人件費事業	98,005	547	98,552		547	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	691	一般職	
				3. 職員手当等	91	扶養手当	240
						地域手当	27
						管理職手当	480

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						住居手当 51 児童手当 340 期末手当 36 勤勉手当 33
				4. 共済費	53	共済組合納付金
[4] ふるさと寄附推進事業	70,618	65,266	135,884	43,380	21,886	政策推進課
				繰入金 43,380 [ふるさと泉南水な ず基金繰入金 43,380]		
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	102	消耗品費
				12. 役務費	3,613	郵便料 1,916 決済手数料 1,697
				13. 委託料	61,551	ふるさと応援寄附PR業務委託料 6,383 物産品配送業務委託料 55,168
10) 情報管理費	150,737	0	150,737	2,391	2,391	
				国庫支出金 2,391		
[3] 住民情報記録システム事業	108,614	0	108,614	2,391	2,391	総務課
				国庫支出金 2,391 [総務管理費補助金 2,391]		
12) 人権推進費	92,441	1,590	94,031		1,590	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,225	
				3. 職員手当等	215	
				4. 共済費	150	

[1] 人件費事業	69,358	1,590	70,948		1,590	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	1,225	一般職	
				3. 職員手当等	215	扶養手当	180
						地域手当	63
		住居手当	324				
		通勤手当	108				
		児童手当	100				
		4. 共済費	150	共済組合納付金	235		
				厚生会事業補給金	12		
				厚生年金保険料	227		
				健康保険料	146		
13) 市民交流センター費	23,674	4,329	28,003		6,471	2,142	
				府支出金			
					15,471		
				地方債			
					9,000		
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	4,329		
[2] 市民交流センター管理運営事業	23,070	4,329	27,399		6,471	2,142	人権推進課
				府支出金			
					15,471		
				[総務管理費補助金			
				15,471]			
				地方債			
	9,000						
[総務管理債							
9,000]							
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	4,329		
(2) 徴税費	310,993	11,082	299,911		11,082		
1) 賦課費	187,189	8,684	178,505			8,684	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料		4,255	

款 2 総務費 項 2 徴税費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	2,570	
				4. 共済費	1,859	
[1] 人件費事業	110,451	8,684	101,767		8,684	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,255	一般職
				3. 職員手当等	2,570	扶養手当 196 地域手当 267 住居手当 567 通勤手当 235 期末手当 1,441 勤勉手当 998
				4. 共済費	1,859	共済組合納付金
2) 徴收費	122,604	2,398	120,206		2,398	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	709	
				3. 職員手当等	1,398	
				4. 共済費	291	
[1] 人件費事業	79,340	2,398	76,942		2,398	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	709	一般職
				3. 職員手当等	1,398	扶養手当 408 地域手当 68 住居手当 270 通勤手当 326 児童手当 240 期末手当 660 勤勉手当 618
				4. 共済費	291	共済組合納付金
(3) 戸籍住民基本台帳費	160,082	399	160,481		399	

1) 戸籍住民基本台帳費	160,082	399	160,481		399	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	141	
				3. 職員手当等	140	
				4. 共済費	118	
[1] 人件費事業	97,285	399	97,684		399	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	141	一般職
				3. 職員手当等	140	扶養手当 180 地域手当 2 期末手当 165 勤勉手当 157
				4. 共済費	118	共済組合納付金 47 厚生年金保険料 33 健康保険料 38
(4) 選挙費	104,112	451	103,661		451	
1) 選挙管理委員会費	29,922	451	29,471		451	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	113	
				4. 共済費	338	
[1] 人件費事業	28,044	451	27,593		451	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	113	扶養手当 78 地域手当 5 期末手当 18 勤勉手当 12
				4. 共済費	338	共済組合納付金
(5) 統計調査費	12,572	399	12,173		399	
1) 統計調査総務費	8,458	399	8,059		399	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	321	
				3. 職員手当等	41	
				4. 共済費	119	
[1] 人件費事業	8,438	399	8,039		399	人事課

款 2 総務費 項 5 統計調査費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源 節 区 分	一 般 財 源 金 額	
				2. 給料	321	一般職
				3. 職員手当等	41	扶養手当 40 地域手当 22 通勤手当 23 児童手当 239 期末手当 93 勤勉手当 66
				4. 共済費	119	共済組合納付金
(6) 監査委員費	17,963	2,115	15,848		2,115	
1) 監査委員費	17,963	2,115	15,848		2,115	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,674	
				3. 職員手当等	65	
				4. 共済費	376	
[1] 人件費事業	16,561	2,115	14,446		2,115	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,674	一般職
				3. 職員手当等	65	扶養手当 141 地域手当 93 住居手当 293 通勤手当 23 児童手当 299 期末手当 425 勤勉手当 303
				4. 共済費	376	共済組合納付金
3 民生費	10,893,692	768	10,892,924	17,381	18,149	
				国庫支出金 13,073		
				府支出金 2,823		

				諸収入			
				1,485			
(1) 社会福祉費	3,333,865	11,885	3,345,750	2,135	9,750		
				国庫支出金			
				2,135			
1) 社会福祉総務費	365,739	7,343	373,082		7,343		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	4,884		
				3. 職員手当等	648		
				4. 共済費	1,811		
[1] 人件費事業	71,894	7,343	79,237		7,343	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	4,884	一般職	
				3. 職員手当等	648	扶養手当	222
						地域手当	280
						通勤手当	91
						児童手当	480
						期末手当	669
						勤勉手当	492
				4. 共済費	1,811	共済組合納付金	1,606
						厚生会事業補給金	24
						厚生年金保険料	110
						健康保険料	71
8) 障害福祉費	1,626,352	4,400	1,630,752	2,135	2,265		
				国庫支出金			
				2,135			
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	604		
				3. 職員手当等	877		
				4. 共済費	538		
				13. 委託料	2,381		
[1] 人件費事業	79,469	2,019	81,488		2,019	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	604	一般職	
				3. 職員手当等	877	扶養手当	18
						地域手当	37

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						住居手当 742 通勤手当 127 児童手当 120 期末手当 167
				4. 共済費	538	共済組合納付金
[2] 一般事務事業	4,683	2,381	7,064	2,135	246	障害福祉課
				国庫支出金 2,135 [社会福祉費補助金 2,135]		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	2,381	電算システム改修委託料
9) 老人福祉費	89,621	142	89,763		142	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	142	
[1] 人件費事業	21,466	142	21,608		142	人事課
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	142	共済組合納付金
(2) 児童福祉費	3,866,197	8,431	3,874,628	15,246	6,815	
				国庫支出金 10,938		
				府支出金 2,823		
				諸収入 1,485		
1) 児童福祉総務費	1,122,310	199	1,122,111		199	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	134	
				3. 職員手当等	240	
				4. 共済費	175	
[1] 人件費事業	18,644	199	18,445		199	人事課

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	134	一般職
				3. 職員手当等	240	扶養手当 102 地域手当 14 通勤手当 27 期末手当 57 勤勉手当 40
				4. 共済費	175	共済組合納付金
5) 保育子育て支援費	116,748	8,482	125,230	2,140	6,342	
				国庫支出金 2,140		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,392	
				3. 職員手当等	2,554	
				4. 共済費	1,536	
[1] 人件費事業	78,167	8,482	86,649	2,140	6,342	人事課
				国庫支出金 2,140 [児童福祉費補助金 2,140]		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,392	一般職
				3. 職員手当等	2,554	扶養手当 180 地域手当 281 住居手当 230 通勤手当 132 期末手当 1,244 勤勉手当 847
				4. 共済費	1,536	共済組合納付金 1,384 厚生会事業補給金 12 厚生年金保険料 78 健康保険料 62
6) 保育教育支援費	1,374,479	8,666	1,383,145	13,106	4,440	
				国庫支出金 8,798		

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 2,823		
				諸収入 1,485		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	455	
				3. 職員手当等	1,914	
				4. 共済費	888	
				7. 賃金	1,016	
				11. 需用費	300	
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,607	
[1] 人件費事業	187,493	3,257	184,236	1,836	5,093	人事課
				国庫支出金 1,836 [児童福祉費補助金 1,836]		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	455	一般職
				3. 職員手当等	1,914	地域手当 28 住居手当 324 通勤手当 58 期末手当 968 勤勉手当 536
				4. 共済費	888	共済組合納付金 1,607 厚生年金保険料 481 健康保険料 238
[3] 認定こども園事業	57,526	1,316	58,842	2,801	1,485	保育子育て支援課
				国庫支出金 1,316		

				[児童福祉費補助金 1,316]		
				諸収入 1,485 [徴収金収入 1,485]		
				節 区 分	金 額	
				7. 賃金	1,016	アルバイト賃金
				11. 需用費	300	消耗品費 200 印刷製本費 100
[4] 民間保育所等支援事業	983,735	10,607	994,342	8,469	2,138	保育子育て支援課
				国庫支出金 5,646 [児童福祉費負担金 5,646]		
				府支出金 2,823 [児童福祉費負担金 2,823]		
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,607	施設等利用給付費負担金
7) 子ども総合支援センター費	200,410	8,518	191,892		8,518	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	6,059	
				3. 職員手当等	1,203	
				4. 共済費	1,256	
[1] 人件費事業	143,293	8,518	134,775		8,518	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	6,059	一般職
				3. 職員手当等	1,203	扶養手当 180 地域手当 353 住居手当 324 通勤手当 289

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						期末手当 956 勤勉手当 687
				4. 共済費	1,256	共済組合納付金 231 厚生会事業補給金 36 厚生年金保険料 854 健康保険料 597
(3) 生活保護費	2,011,919	2,889	2,014,808		2,889	
1) 生活保護費	2,011,919	2,889	2,014,808		2,889	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,812	
				3. 職員手当等	435	
				4. 共済費	642	
[1] 人件費事業	85,442	2,889	88,331		2,889	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,812	一般職
				3. 職員手当等	435	扶養手当 71 地域手当 105 住居手当 552 期末手当 135 勤勉手当 16
				4. 共済費	642	共済組合納付金 630 厚生会事業補給金 12
(4) 国民健康保険費	808,468	4,573	803,895		4,573	
1) 国民健康保険費	808,468	4,573	803,895		4,573	
				節 区 分	金 額	
				28. 繰出金	4,573	
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	808,468	4,573	803,895		4,573	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				28. 繰出金	4,573	国民健康保険事業特別会計繰出金
(5) 介護保険費	873,243	19,400	853,843		19,400	

1) 介護保険費	873,243	19,400	853,843		19,400		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰出金	19,400		
[1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	872,280	19,400	852,880		19,400	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰出金	19,400	介護保険事業特別会計繰出金	
4 衛生費	1,649,785	17,072	1,666,857	909	16,163		
				国庫支出金			
				909			
(1) 保健衛生費	478,161	20,657	498,818	909	19,748		
				国庫支出金			
				909			
1) 保健センター費	82,873	6,760	89,633		6,760		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	3,574		
				3. 職員手当等	1,975		
				4. 共済費	1,211		
[1] 人件費事業	75,173	6,760	81,933		6,760	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	3,574	一般職	
				3. 職員手当等	1,975	扶養手当	180
						地域手当	204
						住居手当	270
						通勤手当	294
期末手当	791						
		勤勉手当	596				
4. 共済費	1,211	共済組合納付金	1,170				
		厚生会事業補給金	12				
		厚生年金保険料	8				
		健康保険料	21				
3) 母子衛生保健費	73,854	1,364	75,218	909	455		
				国庫支出金			
				909			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,364	
[3] 母子健康診査事業	62,547	1,364	63,911	909	455	保健推進課
				国庫支出金 909 [保健衛生費補助金 909]		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,364	電算委託料
6) 環境衛生費	48,394	12,533	60,927		12,533	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	6,864	
				3. 職員手当等	3,549	
				4. 共済費	2,120	
[1] 人件費事業	48,054	12,533	60,587		12,533	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	6,864	一般職
				3. 職員手当等	3,549	扶養手当 270 地域手当 428 管理職手当 96 児童手当 260 期末手当 1,475 勤勉手当 1,020
				4. 共済費	2,120	共済組合納付金 2,096 厚生会事業補給金 24
(2) 清掃費	1,157,377	3,585	1,153,792		3,585	
1) 塵芥処理費	922,143	3,585	918,558		3,585	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,066	
				3. 職員手当等	731	
				4. 共済費	788	

[1] 人件費事業	223,759	3,585	220,174		3,585	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,066	一般職	
				3. 職員手当等	731	地域手当	124
						通勤手当	24
		児童手当	200				
		期末手当	238				
		勤勉手当	145				
		4. 共済費	788	共済組合納付金	467		
				厚生会事業補給金	12		
				厚生年金保険料	163		
				健康保険料	146		
5 農林水産業費	168,985	12,963	181,948		12,963		
(1) 農業費	158,723	12,963	171,686		12,963		
1) 農業委員会費	26,175	3,980	30,155		3,980		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,795		
				3. 職員手当等	465		
				4. 共済費	720		
[1] 人件費事業	24,755	3,980	28,735		3,980	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,795	一般職	
				3. 職員手当等	465	扶養手当	480
						地域手当	139
						児童手当	240
		期末手当	611				
		勤勉手当	435				
		4. 共済費	720	共済組合納付金	708		
				厚生会事業補給金	12		
2) 農業総務費	65,394	8,983	74,377		8,983		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	4,986		
				3. 職員手当等	2,455		
				4. 共済費	1,542		
[1] 人件費事業	64,975	8,983	73,958		8,983	人事課	

款 5 農林水産業費 項 1 農業費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,986	一般職
				3. 職員手当等	2,455	扶養手当 102 地域手当 293 通勤手当 109 期末手当 1,259 勤勉手当 896
				4. 共済費	1,542	共済組合納付金 1,530 厚生会事業補給金 12
7 土木費	1,660,682	10,489	1,671,171		10,489	
(1) 土木管理費	147,717	1,923	145,794		1,923	
1) 土木総務費	147,717	1,923	145,794		1,923	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	987	
				3. 職員手当等	329	
				4. 共済費	607	
[1] 人件費事業	146,600	1,923	144,677		1,923	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	987	一般職
				3. 職員手当等	329	扶養手当 433 地域手当 33 管理職手当 480 住居手当 297 通勤手当 144 児童手当 255 期末手当 205 勤勉手当 146
				4. 共済費	607	共済組合納付金
(2) 道路橋梁費	218,803	3,055	215,748		3,055	
1) 道路橋梁総務費	30,846	3,055	27,791		3,055	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,144	

				3. 職員手当等	782		
				4. 共済費	129		
[1] 人件費事業	30,361	3,055	27,306		3,055	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,144	一般職	
				3. 職員手当等	782	扶養手当	1
						地域手当	128
						住居手当	323
						通勤手当	26
						児童手当	100
						期末手当	528
						勤勉手当	376
				4. 共済費	129	共済組合納付金	
(4) 都市計画費	1,226,115	7,257	1,233,372		7,257		
1) 都市政策総務費	49,359	4,406	53,765		4,406		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,535		
				3. 職員手当等	1,117		
				4. 共済費	754		
[1] 人件費事業	30,670	4,406	35,076		4,406	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,535	一般職	
				3. 職員手当等	1,117	地域手当	152
						通勤手当	208
						期末手当	407
						勤勉手当	350
				4. 共済費	754	共済組合納付金	742
						厚生会事業補給金	12
2) 審査指導事業総務費	20,265	26	20,291		26		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	9		
				3. 職員手当等	1		
				4. 共済費	16		
[1] 人件費事業	19,871	26	19,897		26	人事課	

款 7 土木費 項 4 都市計画費

款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	9	一般職
				3. 職員手当等	1	扶養手当
				4. 共済費	16	共済組合納付金
3) 広域まちづくり 総務費	32,891	395	33,286		395	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	259	
				3. 職員手当等	1,181	
				4. 共済費	1,317	
[1] 人件費事業	32,198	395	32,593		395	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	259	一般職
				3. 職員手当等	1,181	扶養手当 318 地域手当 4 管理職手当 480 児童手当 300 期末手当 46 勤勉手当 33
				4. 共済費	1,317	共済組合納付金
5) 公共下水道費	822,062	2,430	824,492		2,430	
				節 区 分	金 額	
				28. 繰出金	2,430	
[1] 下水道事業特別 会計繰出金事業	822,062	2,430	824,492		2,430	下水道課
				節 区 分	金 額	
				28. 繰出金	2,430	下水道事業特別会計繰出金
(5) 住宅費	53,749	8,210	61,959		8,210	
1) 住宅管理費	52,852	8,210	61,062		8,210	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	3,915	
				3. 職員手当等	2,831	

				4. 共済費	1,464	
[1] 人件費事業	14,624	8,210	22,834		8,210	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	3,915	一般職
				3. 職員手当等	2,831	扶養手当 320
						地域手当 254
						通勤手当 209
						児童手当 239
						期末手当 1,057
						勤勉手当 752
				4. 共済費	1,464	共済組合納付金 1,452
						厚生会事業補給金 12
9 教育費	2,395,468	32,696	2,428,164	5,275	27,421	
				国庫支出金		
				9,567		
				府支出金		
				7,708		
				諸収入		
				12,000		
(1) 教育総務費	336,487	12,110	348,597	1,080	11,030	
				府支出金		
				1,080		
2) 事務局費	177,994	10,660	188,654		10,660	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	5,736	
				3. 職員手当等	3,035	
				4. 共済費	1,796	
				12. 役務費	93	
[1] 人件費事業	175,332	10,567	185,899		10,567	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	5,736	一般職
				3. 職員手当等	3,035	地域手当 344
						通勤手当 454
						児童手当 160
						期末手当 1,222

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						勤勉手当 855
				4. 共済費	1,796	共済組合納付金 1,292 厚生会事業補給金 35 厚生年金保険料 277 健康保険料 192
[2] 一般事務事業	2,662	93	2,755		93	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				12. 役務費	93	郵便料
3) 指導費	108,448	370	108,818		370	
				節 区 分	金 額	
				8. 報償費	300	
				11. 需用費	70	
[1] 学務課庶務事業	2,815	70	2,885		70	学務課
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	70	印刷製本費
[8] 学力向上対策事業	1,956	300	2,256		300	指導課
				節 区 分	金 額	
				8. 報償費	300	コーディネーター謝金
4) 教育研究所費	5,396	1,080	6,476	1,080		
				府支出金		
				1,080		
				節 区 分	金 額	
				8. 報償費	1,080	
[1] 教育支援センター事業	3,294	1,080	4,374	1,080		指導課
				府支出金		
				1,080		
				[教育総務費補助金		
				1,080]		
				節 区 分	金 額	
				8. 報償費	1,080	指導員謝礼

(2) 小学校費	627,319	163	627,482	4	159		
				国庫支出金			
1) 学校管理費	134,444	6,676	127,768	4			
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	3,077		
				3. 職員手当等	2,224		
[1] 人件費事業	27,814	6,676	21,138		6,676	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	3,077	一般職	
				3. 職員手当等	2,224	地域手当	185
						通勤手当	85
児童手当	200						
期末手当	1,025						
	勤勉手当	729					
4. 共済費	1,375	共済組合納付金	1,363				
		厚生会事業補給金	12				
2) 教育振興費	82,382	7,756	90,138	4	7,752		
				国庫支出金			
				4			
				節 区 分	金 額		
		20. 扶助費	7,756				
[1] 就学援助事業	61,221	7,756	68,977	4	7,752	学務課	
				国庫支出金			
				4			
				[小学校費補助金			
				4]			
節 区 分	金 額						
		20. 扶助費	7,756	要保護及び準要保護児童生徒援助費	7,739		
				特別支援教育就学奨励費	17		
4) 学校給食センター費	167,701	917	166,784		917		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	421		
		3. 職員手当等	209				

款 9 教育費 項 2 小学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源 節 区 分	一 般 財 源 金 額	
				4. 共済費	287	
[1] 人件費事業	29,012	917	28,095		917	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	421	一般職
				3. 職員手当等	209	地域手当 25 期末手当 121 勤勉手当 63
				4. 共済費	287	共済組合納付金 180 厚生年金保険料 67 健康保険料 40
(3) 中学校費	497,480	12,101	509,581	2	12,099	
				国庫支出金		
				2		
2) 教育振興費	46,375	101	46,476	2	99	
				国庫支出金		
				2		
				節 区 分	金 額	
				20. 扶助費	101	
[1] 就学援助事業	36,104	101	36,205	2	99	学務課
				国庫支出金		
				2		
				[中学校費補助金		
				2]		
				節 区 分	金 額	
				20. 扶助費	101	要保護及び準要保護児童生徒援助費 92 特別支援教育就学奨励費 9
3) 学校施設整備費	281,011	12,000	293,011		12,000	
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	12,000	
[1] 施設保全整備事業	15,514	12,000	27,514		12,000	教育総務課

				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	12,000	学校施設等修繕料
(4) 幼稚園費	413,176	13,944	427,120	15,966	2,022	
				国庫支出金		
				9,561		
				府支出金		
				6,405		
1) 幼稚園費	283,562	2,252	281,310		2,252	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,717	
				3. 職員手当等	54	
				4. 共済費	481	
[1] 人件費事業	267,030	2,252	264,778		2,252	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,717	一般職
				3. 職員手当等	54	地域手当 103
						住居手当 581
						通勤手当 210
						期末手当 473
						勤勉手当 269
				4. 共済費	481	共済組合納付金 162
						厚生年金保険料 163
						健康保険料 156
2) 教育振興費	127,322	16,196	143,518	15,966	230	
				国庫支出金		
				9,561		
				府支出金		
				6,405		
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	16,196	
[1] 私立幼稚園支援 事業	102,272	16,196	118,468	15,966	230	学務課
				国庫支出金		
				9,561		

款 9 教育費 項 4 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[幼稚園費負担金 12,490]		
				[幼稚園費補助金 2,929]		
				府支出金 6,405		
				[幼稚園費負担金 6,245]		
				[幼稚園費補助金 160]		
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	16,196	施設等利用給付費負担金 24,981 就園奨励費補助金 9,265 補足給付補助金 480
(5) 社会教育費	432,367	1,525	433,892		1,525	
1) 社会教育総務費	54,205	2,638	51,567		2,638	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,034	
				3. 職員手当等	820	
				4. 共済費	784	
[1] 人件費事業	52,947	2,638	50,309		2,638	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,034	一般職
				3. 職員手当等	820	扶養手当 18 地域手当 64 住居手当 246 通勤手当 42 児童手当 260 期末手当 501 勤勉手当 293
				4. 共済費	784	共済組合納付金

5) 青少年センター費	53,416	178	53,238		178		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	102		
				3. 職員手当等	24		
				4. 共済費	100		
[1] 人件費事業	44,620	178	44,442		178	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	102	一般職	
				3. 職員手当等	24	扶養手当	1
						地域手当	6
						管理職手当	96
						住居手当	245
通勤手当	305						
				児童手当	120		
				期末手当	34		
				勤勉手当	21		
			4. 共済費	100	共済組合納付金		
6) 留守家庭児童会費	121,237	4,489	116,748		4,489		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,667		
				3. 職員手当等	1,293		
				4. 共済費	529		
[1] 人件費事業	66,677	4,489	62,188		4,489	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	2,667	一般職	
				3. 職員手当等	1,293	地域手当	160
						通勤手当	337
						期末手当	998
						勤勉手当	472
			4. 共済費	529	厚生会事業補給金	18	
					厚生年金保険料	289	
					健康保険料	222	
8) 公民館費	51,923	9,184	61,107		9,184		

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,454	
				3. 職員手当等	3,038	
				4. 共済費	1,692	
[1] 人件費事業	35,410	9,184	44,594		9,184	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	4,454	一般職
				3. 職員手当等	3,038	地域手当 267 通勤手当 865 期末手当 1,114 勤勉手当 792
				4. 共済費	1,692	共済組合納付金 1,601 厚生会事業補給金 12 厚生年金保険料 61 健康保険料 18
10) 文化財保護費	42,114	354	41,760		354	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	113	
				4. 共済費	241	
[1] 人件費事業	27,361	354	27,007		354	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	113	扶養手当 78 地域手当 5 期末手当 18 勤勉手当 12
				4. 共済費	241	共済組合納付金
(6) 保健体育費	88,639	7,147	81,492	11,777	4,630	
				府支出金		
				223		
				諸収入		
				12,000		
2) 保健体育推進費	7,983	1,000	8,983		1,000	

				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,000	
[6] 関西ワールドマ スターズゲーム ズ開催事業	4,257	1,000	5,257		1,000	生涯学習課
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,000	ワールドマスターズゲームズ2021関西泉南市実行委員会負担金
3) 体育施設費	71,810	8,147	63,663	11,777	3,630	
				府支出金		
				223		
				諸収入		
				12,000		
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	113	
				12. 役務費	110	
				13. 委託料	3,100	
				15. 工事請負費	8,900	
				18. 備品購入費	3,630	
[1] 市民体育館等指 定管理事業	53,438	8,370	45,068	12,000	3,630	生涯学習課
				諸収入		
				12,000		
				[雑入		
				12,000]		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	3,100	電算委託料 2,000 設計委託料 1,100
				15. 工事請負費	8,900	
				18. 備品購入費	3,630	施設用備品購入費
[2] 防災拠点管理運 営事業	6,491	223	6,714	223		生涯学習課
				府支出金		
				223		

款 9 教育費 項 6 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[保健体育費委託金 223]		
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	113	修繕料
				12. 役務費	110	フォークリフト検査料
11 諸支出金	318,644	265,716	584,360	147,775	117,941	
				寄付金		
				144,600		
				繰越金		
				3,175		
(1) 財政調整基金費	67,022	3,175	70,197	3,175		
				繰越金		
				3,175		
1) 財政調整基金費	67,022	3,175	70,197	3,175		
				繰越金		
				3,175		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	3,175	
[1] 財政調整基金事業	67,022	3,175	70,197	3,175		財政課
				繰越金		
				3,175		
				[前年度繰越金 3,175]		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	3,175	
(4) ふるさと泉南水 なす基金費	151,600	144,600	296,200	144,600		
				寄付金		
				144,600		
1) ふるさと泉南水 なす基金費	151,600	144,600	296,200	144,600		

				寄付金 144,600		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	144,600	
[1] ふるさと泉南水 なす基金事業	151,600	144,600	296,200	144,600		政策推進課
				寄付金 144,600 [総務管理費寄附金 144,600]		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	144,600	
(9) 雑支出	78,009	117,941	195,950		117,941	
2) 返還金	0	117,941	117,941		117,941	
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	117,941	
[1] 国支出金・府支 出金返還金事業	0	117,941	117,941		117,941	長寿社会推進課・障害福祉課・生活福祉課・保育子育て支援課 生涯学習課・学務課・保健推進課
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	117,941	低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 4 障害者医療費国庫負担金返還金 8,142 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金 513 生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 839 障害児施設給付費等国庫負担金返還金 5,975 施設型給付費等国庫負担金返還金 8,870 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 3,569 生活保護費国庫負担金返還金 78,779 児童扶養手当国庫負担金返還金 885 未熟児養育医療費等国庫負担金返還金 207 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 290 児童入所施設措置費国庫負担金返還金 527 母子保健衛生費国庫補助金返還金 795 低所得者保険料軽減府費負担金返還金 2 自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金 3,671 施設型給付費等府費負担金返還金 4,145

款 11 諸支出金 項 9 雑支出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						生活保護費府費負担金返還金 464 児童入所施設措置費府費負担金返還金 264
13 災害復旧費	0	8,300	8,300	8,300		
				地方債		
				8,300		
(2) 厚生労働施設災害復旧費	0	8,300	8,300	8,300		
				地方債		
				8,300		
1) 厚生労働施設災害復旧費	0	8,300	8,300	8,300		
				地方債		
				8,300		
				節 区 分	金 額	
				15. 工事請負費	8,300	
[2] その他福祉施設災害復旧事業	0	8,300	8,300	8,300		長寿社会推進課
				地方債		
				8,300		
				[災害復旧事業債		
				8,300]		
				節 区 分	金 額	
				15. 工事請負費	8,300	
歳 出 合 計	24,021,192	430,561	24,451,753			
				国庫支出金		
				25,940		
				府支出金		
				26,002		
				地方債		
				16,600		

				寄付金 144,600		
				繰入金 43,380		
				繰越金 3,175		
				諸収入 10,515		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計				
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,943	千円 10,153	千円 1,438	千円 672	千円 36,206	千円 6,896	千円 43,102	その他の手当 通勤手当 24千円 単身赴任手当 648千円
	議 員	15	82,072	0	34,839	0	0	116,911	30,097	147,008	
	その他の 特別職	1,110	65,779	0	0	0	0	65,779	0	65,779	
	計	1,128	147,851	23,943	44,992	1,438	672	218,896	36,993	255,889	
補正前	長 等	3	0	23,943	10,153	1,438	696	36,230	6,853	43,083	その他の手当 通勤手当 48千円 単身赴任手当 648千円
	議 員	15	82,072	0	34,839	0	0	116,911	30,097	147,008	
	その他の 特別職	1,110	65,779	0	0	0	0	65,779	0	65,779	
	計	1,128	147,851	23,943	44,992	1,438	696	218,920	36,950	255,870	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	△ 24	△ 24	43	19	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	△ 24	△ 24	43	19	

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	496	千円 1,701,401	千円 1,228,360	千円 2,929,761	千円 594,584	千円 3,524,345	
補正前	498	1,713,978	1,174,420	2,888,398	598,139	3,486,537	
比 較	△ 2	△ 12,577	53,940	41,363	△ 3,555	37,808	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	52,188	105,250	36,913	17,983	85,916	3,744	34,299	5,398
	補正前	53,839	106,079	37,969	14,892	85,916	3,744	32,899	5,398
	比 較	△ 1,651	△ 829	△ 1,056	3,091	0	0	1,400	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	千円	千円	千円	千円	千円				
補正後	18,195	401,513	283,834	183,127					
補正前	18,184	405,835	286,802	122,863					
比 較	11	△ 4,322	△ 2,968	60,264					

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円 △ 12,577	人事異動等に伴う増減分	千円 △ 15,157	人事異動等による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
		その他の増減分	1,283	幼児教育・保育無償化事業に伴う増加	補正後	377人	119人	496人
				待機児童対策提案型事業に伴う増加	補正前	379人	119人	498人
	1,297		比較	△2人	0人	△2人		
職員手当等	千円 53,940	人事異動等に伴う増減分	千円 △ 7,045	人事異動等による増減	扶養手当	△ 1,651 千円		
		その他の増減分	487	幼児教育・保育無償化事業に伴う増加	地域手当	△ 829 千円		
				待機児童対策提案型事業に伴う増加	管理職手当	△ 1,056 千円		
	234		早期退職者及び自己都合退職者等の増加	住居手当	3,091 千円			
	60,264			通勤手当	1,400 千円			
				児童手当	11 千円			
				期末手当	△ 4,322 千円			
				勤勉手当	△ 2,968 千円			
				退職手当	60,264 千円			

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額			補 正 後 の 額		
	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末
	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	15,665,419	1,831,200	15,208,063	14,871,419	2,835,600	15,418,463
(1) 土 木	3,045,653	106,100	2,685,969	3,001,553	106,100	2,641,869
(2) 農 林 水 産	101,374	7,200	83,216	96,074	9,700	80,416
(3) 教 育	4,348,352	439,500	4,641,194	3,452,052	1,433,100	4,738,494
(4) 公 営 住 宅	350,959	0	291,375	351,659	0	292,075
(5) 民 生	386,467	6,500	361,923	386,467	6,500	361,923
(6) 衛 生	1,571,916	58,900	1,543,585	1,727,216	58,900	1,698,885
(7) 総 務	5,717,043	1,213,000	5,475,252	5,717,343	1,221,300	5,483,852
(8) 消 防	143,655	0	125,549	139,055	0	120,949
2. 災 害 復 旧 費	134,011	0	120,578	172,211	66,500	225,278
(1) 土 木	127,011	0	113,578	165,011	66,500	218,078
(2) 農 林	7,000	0	7,000	7,200	0	7,200
3. 一 般 会 計 出 資 債	139,324	0	126,464	139,324	0	126,464
(1) 一 般 会 計 出 資 債	139,324	0	126,464	139,324	0	126,464
4. 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	160,410	0	122,943	160,410	0	122,943
(1) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	160,410	0	122,943	160,410	0	122,943
6. 臨 時 財 政 対 策 債	11,639,909	953,300	11,722,324	11,639,909	961,888	11,730,912
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	11,639,909	953,300	11,722,324	11,639,909	961,888	11,730,912
7. 退 職 手 当 債	488,040	0	308,120	488,040	0	308,120
(1) 退 職 手 当 債	488,040	0	308,120	488,040	0	308,120
計	28,227,113	2,784,500	27,608,492	27,471,313	3,863,988	27,932,180

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,938,042		8,938,042	36.6
2 地方譲与税	157,900		157,900	0.6
3 利子割交付金	15,100		15,100	0.1
4 配当割交付金	49,700		49,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	45,700		45,700	0.2
6 地方消費税交付金	1,173,100		1,173,100	4.8
7 ゴルフ場利用税交付金	44,100		44,100	0.2
8 自動車取得税交付金	33,900		33,900	0.1
9 環境性能割交付金	19,700		19,700	0.1
10 地方特例交付金	59,500	9,004	50,496	0.2
11 地方交付税	2,767,332	160,830	2,928,162	12.0
12 交通安全対策特別交付金	9,338		9,338	
13 分担金及び負担金	212,208		212,208	0.9
14 使用料及び手数料	351,244		351,244	1.4
15 国庫支出金	4,341,722	25,940	4,367,662	17.9
16 府支出金	1,900,535	26,538	1,927,073	7.9
17 財産収入	34,370	1,537	35,907	0.1
18 寄附金	151,600	144,600	296,200	1.2
19 繰入金	727,253	43,380	770,633	3.1
20 諸収入	204,348	5,203	209,551	0.9

(単位：千円・%)

21 市債	2,784,500	25,188	2,809,688	11.5
22 繰越金	0	6,349	6,349	
歳入合計	24,021,192	430,561	24,451,753	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	215,623	542	215,081	0.9
2 総務費	2,034,471	84,635	2,119,106	8.7
3 民生費	10,893,692	768	10,892,924	44.6
4 衛生費	1,649,785	17,072	1,666,857	6.8
5 農林水産業費	168,985	12,963	181,948	0.8
6 商工費	84,876		84,876	0.3
7 土木費	1,660,682	10,489	1,671,171	6.8
8 消防費	926,524		926,524	3.8
9 教育費	2,395,468	32,696	2,428,164	9.9
10 公債費	3,652,442		3,652,442	14.9
11 諸支出金	318,644	265,716	584,360	2.4
12 予備費	20,000		20,000	0.1
13 災害復旧費	0	8,300	8,300	
歳 出 合 計	24,021,192	430,561	24,451,753	100.0

議案第10号

令和元年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,720,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		808,468	△ 4,573	803,895
	1 他会計繰入金	808,468	△ 4,573	803,895
7 繰越金		63,825	51,655	115,480
	1 繰越金	63,825	51,655	115,480
歳入合計		7,673,287	47,082	7,720,369

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		138,440	△ 4,573	133,867
	1 総務管理費	116,382	△ 4,573	111,809
8 予備費		8,000	51,655	59,655
	1 予備費	8,000	51,655	59,655
歳 出	合 計	7,673,287	47,082	7,720,369

令和元年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
5							
繰入金		808,468	△4,573	803,895			
(1)							
他会計繰入金		808,468	△4,573	803,895			
	1)				2.		職員給与費等繰入金
	一般会計繰入金	808,468	△4,573	803,895	職員給与費等繰入金	△4,573	
7							
繰越金		63,825	51,655	115,480			
(1)							
繰越金		63,825	51,655	115,480			
	1)				1.		前年度繰越金
	繰越金	63,825	51,655	115,480	前年度繰越金	51,655	
歳 入 合 計		7,673,287	47,082	7,720,369			

款 7 繰越金 項 1 繰越金

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	138,440	△4,573	133,867		△4,573	
(1) 総務管理費	116,382	△4,573	111,809		△4,573	
1) 一般管理費	113,792	△4,573	109,219		△4,573	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,348	
				3. 職員手当等	△2,415	
				4. 共済費	△810	
[1] 人件費事業	96,050	△4,573	91,477		△4,573	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,348	一般職
				3. 職員手当等	△2,415	扶養手当 △558 地域手当 △114 住居手当 327 通勤手当 △97 児童手当 △600 期末手当 △777 勤勉手当 △596
				4. 共済費	△810	共済組合納付金 △980 厚生年金保険料 110 健康保険料 60
8 予備費	8,000	51,655	59,655		51,655	
(1) 予備費	8,000	51,655	59,655		51,655	
1) 予備費	8,000	51,655	59,655		51,655	
[1] 予備費	8,000	51,655	59,655		51,655	保険年金課
歳 出 合 計	7,673,287	47,082	7,720,369			

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 16	千円 55,604	千円 33,879	千円 89,483	千円 19,470	千円 108,953	
補正前	16	56,952	36,294	93,246	20,280	113,526	
比 較	0	△ 1,348	△ 2,415	△ 3,763	△ 810	△ 4,573	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 618	千円 3,374	千円 576	千円 1,218	千円 3,630	千円 1,111	千円 684	千円 240	千円 13,139	千円 9,289
	補正前	1,176	3,488	576	891	3,630	1,208	684	840	13,916	9,885
	比 較	△ 558	△ 114	0	327	0	△ 97	0	△ 600	△ 777	△ 596

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考				
給 料	千円	人事異動等に伴う増減分	千円	人事異動等による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計	
	△ 1,348				△ 1,348	補正後	15人	1人	16人
						補正前	15人	1人	16人
						比 較	0人	0人	0人
職 員 手 当 等	△ 2,415	人事異動等に伴う増減分	△ 2,415	人事異動等による増減	扶養手当	△ 558 千円	特殊勤務手当	0 千円	
					地域手当	△ 114 千円	児童手当	△ 600 千円	
					管理職手当	0 千円	期末手当	△ 777 千円	
					住居手当	327 千円	勤勉手当	△ 596 千円	
					超過勤務手当	0 千円			
					通勤手当	△ 97 千円			

議案第 11 号

令和元年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算」とし、元号の表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,430 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,204,893 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		822,062	2,430	824,492
	1 一般会計繰入金	822,062	2,430	824,492
歳入	合計	2,202,463	2,430	2,204,893

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		500,677	3,143	503,820
	1 総務管理費	500,677	3,143	503,820
2 事業費		387,146	713	386,433
	1 下水道建設費	387,146	713	386,433
歳 出	合 計	2,202,463	2,430	2,204,893

令和元年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4		822,062	2,430	824,492			
繰入金		822,062	2,430	824,492			
(1)							
一般会計繰入金		822,062	2,430	824,492			
	1)				1.		
	一般会計繰入金	822,062	2,430	824,492	一般会計繰入金	2,430	一般会計繰入金
歳 入 合 計		2,202,463	2,430	2,204,893			

款 4 繰入金 項 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	500,677	3,143	503,820		3,143	
(1) 総務管理費	500,677	3,143	503,820		3,143	
1) 一般管理費	378,070	3,143	381,213		3,143	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,066	
				3. 職員手当等	596	
				4. 共済費	481	
[1] 人件費事業	36,102	3,143	39,245		3,143	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	2,066	一般職
				3. 職員手当等	596	地域手当 124 通勤手当 120 児童手当 100 期末手当 278 勤勉手当 174
				4. 共済費	481	共済組合納付金 46 厚生会事業補給金 12 厚生年金保険料 257 健康保険料 166
2 事業費	387,146	713	386,433		713	
(1) 下水道建設費	387,146	713	386,433		713	
1) 下水道建設費	387,146	713	386,433		713	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	44	
				3. 職員手当等	473	
				4. 共済費	284	
[1] 人件費事業	40,372	713	39,659		713	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	44	一般職
				3. 職員手当等	473	扶養手当 198 地域手当 10 住居手当 324

						通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	174 90 15 10
				4. 共済費	284	共済組合納付金	
歳出合計	2,202,463	2,430	2,204,893				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 12	千円 45,550	千円 31,547	千円 77,097	千円 15,987	千円 93,084	
補正前	11	43,440	31,424	74,864	15,790	90,654	
比 較	1	2,110	123	2,233	197	2,430	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,388	千円 2,877	千円 576	千円 849	千円 2,017	千円 980	千円 83	千円 1,370	千円 11,895	千円 8,512
	補正前	2,586	2,763	576	1,173	2,017	686	83	1,560	11,632	8,348
	比 較	△ 198	114	0	△ 324	0	294	0	△ 190	263	164

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円	人事異動等に伴う増減分	千円	人事異動等による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	2,110		2,110		補正後	11人	1人	12人
					補正前	11人	0人	11人
					比 較	0人	1人	1人
職 員 手当等	123	人事異動等に伴う増減分	123	人事異動等による増減	扶養手当	△ 198 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	114 千円	児童手当	△ 190 千円
					管理職手当	0 千円	期末手当	263 千円
					住居手当	△ 324 千円	勤勉手当	164 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	294 千円		

議案第12号

令和元年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,778,889千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,172,206	12,194	1,184,400
	2 国庫補助金	274,589	12,194	286,783
4 支払基金交付金		1,375,196	8,992	1,384,188
	1 支払基金交付金	1,375,196	8,992	1,384,188
5 府支出金		730,939	170	731,109
	1 府負担金	682,267	170	682,437
6 繰入金		988,980	△ 19,400	969,580
	1 他会計繰入金	872,280	△ 19,400	852,880
10 繰越金		0	191,364	191,364
	1 繰越金	0	191,364	191,364
歳入	合計	5,585,569	193,320	5,778,889

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		167,018	△ 17,189	149,829
	1 総務管理費	117,369	△ 17,189	100,180
3 地域支援事業費		334,429	△ 2,204	332,225
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	232,139	△ 2,204	229,935
4 基金積立金		217,931	210,061	427,992
	1 給付準備基金積立金	217,931	210,061	427,992
5 諸支出金		4,010	2,652	6,662
	2 雑支出金	0	2,652	2,652
歳 出	合 計	5,585,569	193,320	5,778,889

令和元年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	1,172,206	12,194	1,184,400			
(2)	国庫補助金	274,589	12,194	286,783			
	1) 調整交付金	165,280	12,194	177,474	1. 調整交付金	12,194	調整交付金
4	支払基金交付金	1,375,196	8,992	1,384,188			
(1)	支払基金交付金	1,375,196	8,992	1,384,188			
	1) 介護給付費交付金	1,312,518	8,992	1,321,510	2. 過年度分	8,992	過年度分
5	府支出金	730,939	170	731,109			
(1)	府負担金	682,267	170	682,437			
	1) 介護給付費負担金	682,267	170	682,437	2. 過年度分	170	過年度分
6	繰入金	988,980	△19,400	969,580			
(1)	他会計繰入金	872,280	△19,400	852,880			
	1) 一般会計繰入金	872,280	△19,400	852,880	4. 職員給与費等繰入金	△19,393	職員給与費等繰入金
					7. 低所得者保険料軽減負担繰入金	△7	低所得者保険料軽減負担繰入金
10	繰越金	0	191,364	191,364			
(1)	繰越金	0	191,364	191,364			
	1) 繰越金	0	191,364	191,364	1. 前年度繰越金	191,364	前年度繰越金

款 10 繰越金 項 1 繰越金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
歳 入 合 計		5,585,569	193,320	5,778,889			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	167,018	△17,189	149,829		△17,189	
(1) 総務管理費	117,369	△17,189	100,180		△17,189	
1) 一般管理費	117,369	△17,189	100,180		△17,189	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△7,739	
				3. 職員手当等	△6,297	
				4. 共済費	△3,153	
[1] 人件費事業	110,558	△17,189	93,369		△17,189	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△7,739	一般職
				3. 職員手当等	△6,297	扶養手当 △618 地域手当 △501 管理職手当 △480 通勤手当 13 児童手当 △200 期末手当 △2,712 勤勉手当 △1,799
				4. 共済費	△3,153	共済組合納付金 △3,258 厚生会事業補給金 △12 厚生年金保険料 81 健康保険料 36
3 地域支援事業費	334,429	△2,204	332,225		△2,204	
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費	232,139	△2,204	229,935		△2,204	
1) 一般介護予防事業費	50,480	△2,204	48,276		△2,204	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,096	
				3. 職員手当等	△760	
				4. 共済費	△348	
[1] 人件費事業(介護予防把握事業)	19,421	△2,204	17,217		△2,204	人事課

款 3 地域支援事業費 項 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

款 3 地域支援事業費 項 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源 節 区 分	一 般 財 源 金 額	
				2. 給料	△1,096	一般職
				3. 職員手当等	△760	地域手当 △66 住居手当 △324 通勤手当 △50 児童手当 160 期末手当 △281 勤勉手当 △199
				4. 共済費	△348	共済組合納付金 △359 厚生年金保険料 7 健康保険料 4
4 基金積立金	217,931	210,061	427,992	210,068	△7	
				国庫支出金		
				12,194		
				府支出金		
				170		
				繰越金		
				188,712		
				交付金		
				8,992		
(1) 給付準備基金積立金	217,931	210,061	427,992	210,068	△7	
				国庫支出金		
				12,194		
				府支出金		
				170		
				繰越金		
				188,712		
				交付金		
				8,992		
1) 給付準備基金積立金	217,931	210,061	427,992	210,068	△7	

				国庫支出金 12,194		
				府支出金 170		
				繰越金 188,712		
				交付金 8,992		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	210,061	
[1] 給付準備基金積立金事業	217,931	210,061	427,992	210,068	△7	長寿社会推進課
				国庫支出金 12,194 [調整交付金 12,194]		
				府支出金 170 [過年度分 170]		
				繰越金 188,712 [前年度繰越金 188,712]		
				交付金 8,992 [過年度分 8,992]		
				節 区 分	金 額	
				25. 積立金	210,061	
5 諸支出金	4,010	2,652	6,662	2,652		
				繰越金 2,652		
(2) 雑支出金	0	2,652	2,652	2,652		
				繰越金 2,652		

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1) 返還金	0	2,652	2,652	2,652		
				繰越金		
				2,652		
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	2,652	
[1] 返還金事業	0	2,652	2,652	2,652		長寿社会推進課
				繰越金		
				2,652		
				[前年度繰越金		
				2,652]		
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	2,652	地域支援事業支援交付金返還金 22 介護給付費国庫負担金返還金 1,635 地域支援包括・任意事業国庫交付金返還金 663 地域支援包括・任意事業府費交付金返還金 332
歳 出 合 計	5,585,569	193,320	5,778,889			
				国庫支出金		
				12,194		
				府支出金		
				170		
				繰越金		
				191,364		
				交付金		
				8,992		

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 21	千円 59,835	千円 34,783	千円 94,618	千円 18,761	千円 113,379	
補正前	22	68,670	41,840	110,510	22,262	132,772	
比 較	△ 1	△ 8,835	△ 7,057	△ 15,892	△ 3,501	△ 19,393	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,212	千円 3,664	千円 576	千円 928	千円 4,481	千円 1,000	千円 0	千円 500	千円 13,063	千円 9,359
	補正前	1,830	4,231	1,056	1,252	4,481	1,037	0	540	16,056	11,357
	比 較	△ 618	△ 567	△ 480	△ 324	0	△ 37	0	△ 40	△ 2,993	△ 1,998

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 8,835	人事異動に伴う増減分	△ 8,835	人事異動による増減	補正後	14人	7人	21人
					補正前	15人	7人	22人
					比 較	△1人	0人	△1人
職 員 手 当 等	△ 7,057	人事異動に伴う増減分	△ 7,057	人事異動による増減	扶養手当	△ 618 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	△ 567 千円	児童手当	△ 40 千円
					管理職手当	△ 480 千円	期末手当	△ 2,993 千円
					住居手当	△ 324 千円	勤勉手当	△ 1,998 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	△ 37 千円		

議案第 13 号

令和元年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算」の名称を「令和元年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算」とし、元号の表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,168 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 864,585 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0	13,168	13,168
	1 繰越金	0	13,168	13,168
歳入合計		851,417	13,168	864,585

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		826,495	12,093	838,588
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	826,495	12,093	838,588
3 諸支出金		1,011	1,075	2,086
	1 償還金及び還付加算金	1,011	1,075	2,086
歳 出	合 計	851,417	13,168	864,585

令和元年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6 繰越金		0	13,168	13,168			
(1) 繰越金		0	13,168	13,168			
	1) 繰越金	0	13,168	13,168	1. 前年度繰越金	13,168	前年度繰越金
歳 入 合 計		851,417	13,168	864,585			

款 6 繰越金 項 1 繰越金

歳 出

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	826,495	12,093	838,588	12,093		
				繰越金 12,093		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	826,495	12,093	838,588	12,093		
				繰越金 12,093		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	826,495	12,093	838,588	12,093		
				繰越金 12,093		
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	12,093	
[1] 後期高齢者医療 広域連合納付事 業	826,495	12,093	838,588	12,093		保険年金課
				繰越金 12,093 [前年度繰越金 12,093]		
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	12,093	保険料等負担金
3 諸支出金	1,011	1,075	2,086	1,075		
				繰越金 1,075		
(1) 償還金及び還付 加算金	1,011	1,075	2,086	1,075		
				繰越金 1,075		

1) 保険料還付金	1,011	1,075	2,086	1,075		
				繰越金		
				1,075		
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	1,075	
[1] 後期保険料還付 事業	1,011	1,075	2,086	1,075		保険年金課
				繰越金		
				1,075		
				[前年度繰越金 1,075]		
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	1,075	保険料還付金
歳 出 合 計	851,417	13,168	864,585			
				繰越金		
				13,168		

